

第二十章 村內官公衙法人建築物

仁保村役場	淵崎郵便局	日字那巡查駐在所
株式會社日本製鋼所廣島工場	仁保尋常高等小學校	楠那尋常高等小學校
青崎尋常高等小學校	藝備銀行仁保出張所	似島尋常小學校
向洋洋行	大河河漁業組合	似島農業補習學校
向洋巡查駐在所	大河尋常高等小學校	似島陸軍檢疫所
向洋郵便局	大河河郵便局	陸軍兵器支廠似島火藥庫
青崎實業補習學校	大河巡查駐在所	陸軍運輸本部金輪島工場
仁保村隔離病舎	本浦巡查駐在所	

第二十一章 村內各種團體

名	稱	設社年月日	團體長氏名
仁保村農會		明治三十三年六月二十二日	吉岡圓助

堀越	向洋	淵崎	本浦	本浦	大浦	丹那	日字	似島	帝國	堀越	向洋	淵崎	本浦	本浦	大河
戶主會	戶主會	戶主會	戶主會	同志會	戶主會	戶主會	戶主會	戶主會	在郷軍人會仁保村分會	青年團	青年團	青年團	青年團	青年團	青年團
大正十四年一月一日	大正十三年二月	大正十五年九月一日	昭和三年七月二十二日					明治四十四年四月一日	大正十一年四月十日	明治四十一年五月五日	大正十三年五月五日	大正十二年七月	明治四十三年六月二十六日	不詳	
部谷増次郎	東宮太郎	板村信一	津村數一	中川半一郎	山本勘松	菅保平	平野哲夫	濱本友吉郎	松本正巳	以南克巳	東義人	藤川武雄	田岡作一	濱田増雄	堀越忠男

丹那青年團	不詳	胡川豐
日字那青年團	明治初年より共進社青年會	松田一人
似島青年團	大正五年十一月三日	濱本一夫
向洋堀越漁業組合	明治三十六年一月七日	西本米吉
淵崎本浦漁業組合	明治三十五年十一月十日	奥田龜三郎
大河處女會	大正十四年十月一日	田中與作
青崎處女會	大正十五年六月六日	生鹽一人
青崎婦人會	明治三十九年一月一日	生鹽一人
楠那女子青年團		加藤憲三
似島婦人會	明治四十五年一月二日	濱本シズエ
淵崎女子青年團	大正八年六月	平原澤城
大河漁業組合	明治三十五年十二月十八日	山本勘松
丹那漁業組合	明治四十三年二月二十六日	福原常五郎
日字那漁業組合	明治三十五年十一月十日	沖田一信
似島漁業組合		中村忠吉
似島女子青年團	明治四十三年一月二日	濱本一夫

仁保消防組第一部消防組	明治四十四年四月	吉田尉太郎
同 第二部消防組	同	名田謙二
同 第三部消防組	同	桑原芳一
同 第四部消防組	同	池田勝二
同 第五部消防組	同	川原正信
同 第六部消防組	同	渡部隆作
同 第七部消防組	同	大竹竹次郎
同 第八部消防組	同	橋本長之助
同 第九部消防組	大正三年四月二十六日	濱本友吉郎
同 第十部消防組	昭和二年十一月	三保嘉一郎
淵崎本浦海苔業組合		三保嘉一郎
仁保養蠶組合	大正八年四月	三保嘉一郎

第二十二章 合併顛末

合併問題の経過

一五八

大正八年四月法律第三十六號を以て都市計畫法を發布せられ、廣島市も同法適用の都市に指定せらる、而して同法の趣旨によれば都市の交通、衛生、保安等に關し必要と認めれば假令市區域外の町村地域と雖も任意に計畫を施行し得るを以て本村の如き市に接続する村に於ては必ず計畫區域に編入せらるゝ位置に在るを以て、計畫實施前に於て合併するは負擔其他に於て利益なるべきを以て村會の意見に依り、本村と同一境遇にある己斐、三篠、牛田、矢賀の各町村と協議し、五ヶ町村聯合結束して行動を興にするを得策なりとし、大正九年五ヶ町村聯合會を組織し各町村に於ては町村會に於て合同調査委員を選擧し、聯合會議員とし尙市と交渉の衝に當らしむ、而して聯合會の協議に依り現在既に合併を實行せる市町村を實地視察するは参考に資する所大なるべきを以て、大正十年十月各町村委員及町村長同道して共に名古屋、大阪、京都及熊本等の市並に合併町村につき地勢、人情、風俗其他合併の経緯、條件、合併後の状態等を詳細調査し來り、直に三篠町役場に聯合會を開き各自調査の要項を蒐集し視察録を編製せり、其の後大正十三年八月本村委員は市の家屋稅調査の爲め本村と稍等しき程度に在る尾長、觀音、江波、宇品の各町を視察調査せり、然るに大正十四年に至り大廣島市都市計畫區域を指定せられ草津、古田、己斐、三篠、牛田、矢賀及本村の大部は其の區域に編入せられたるに依り、草津、古田の二ヶ町村を加へ七ヶ町村聯合會とせり、然るに本村は都市計畫區域内に準據し

て合併するとせば向洋、堀越、似島と分離せざるべからず、隨つて基本財産の處分上に煩雜を來たし容易ならざる事と苦慮せし折柄、廣島市長は本村全部を編入するの希望を有せりと聞き之を向洋、堀越、似島の人民に傳達し利害得失を審議研究せしめたる結果孰れも合併に異議なく、隨つて財産處分は全般的に處分するの便宜を得たり、而して大正十五年に至り廣島市長は七ヶ町村に對し合併の勸誘並に其の希望條件に付照會し來れるを以て之を村會に報告し、從來七名の委員なりしを更正して村會議員全員に加ふるに公民中より二十四名の委員を町村制第六十九條に依り推薦し各委員の承諾を得て委員制度を設立し、大正十五年十月初回の委員會を開催し廣島市と交渉顛末を報告審議の末先進都市の調査實況並に利害得失を考究する參考資料を要求せり、依りて村長は參考資料を編製して各委員に配布し、これと同時に村内八區に出張區民の集合を求め其の席上に於て合併の可否利害得失及之に伴ふ契約條件等に關し村民の希望意見を要求すべく懇談せり、其の後殆んど一ヶ年の星霜を経たるに何等の意見を提出する者なきを以て昭和二年七月二十九日第二回の委員會を開催、先決問題として合併の可否を提案審議せしに全員一致合併に可決したり、依りて合併後に生ずる利害得失の關係上有利的契約條件の審議研究に移り、第一項より第二十九項に至る案を議題としたるも遂に決定に至らずして閉會を告げたり。

第三回委員會開催出席員三十九名外に廣島市助役佐野賢作、市會正副議長、市會議員三名の出席を得て廣島市の提出條件の發表ありしも僅に九項目に過ぎざるを以て之に關する質問及審議をなし、追

て交渉の約を結びて散會を告げたり。

第四回委員會開催、出席委員三十七名、廣島市提出の九項目は勿論本村の要望する條件案に關し慎重審議の末全員一致を以て第一項より第二十九項に至る契約案を決議確定せしも、交渉の結果趣旨目的に異動なき限り字句の修正は村長に一任する事に決し、而して廣島市に對する交渉委員を設けんとせしも審議の末村長をして其の任に當らしむる事に確定したり。

昭和二年十二月十六日村長は助役吉岡圓助、書記村木宅馬と廣島市役所に頭野野助役、黒川書記に面談本村より要望する二十九ヶ條に關し雙方互に意見を交換し、更に二項目増加し三十一項目とし大體廣島市の承認を得て其の字句等を聊か修正をなしたり。

第五回委員會開催、出席委員三十五名、廣島市と交渉合意を得たる顛末並に字句修正の點を報告し全員一致を以て三十一項目の條件を承認確定したり。

昭和三年一月九日より岩澤村長は村内八區に出張村民の集合を得て委員會に於ける三十一項目の契約條件並に廣島市と交渉の顛末を詳細報告して村民の了解を求むる意味に於て懇談的に講話をなしたるに何等異論を唱ふる者なく順調に進行しつゝありしに、同年三月突然淵崎區民の一部より時機尙早の故を以て合併延期の嘆願書を提出せるに依り、四月十三日の村會に於て之を朗讀し、其の趣旨を説明して考慮を要求せしに村會は之を承認する形勢なく、爲に出席議員二十二名中七名は退場せしも殘留せる十五名は合併案並に附帶契約條項に對し全員一致を以て可決確定したり。其の後反對派は演説

に、上司への陳情に、合併反對に努力せしも、時潮の然らしむる所殊に村會の決議となり居れるを以て廣島市と七ヶ町村とより申請せる合併願書は本縣知事の決裁を経て内務省に進達せられ、終に昭和四年四月一日を以て合併は實現せらるゝに至れり。(本項岩澤村長、吉岡助役執筆)

合併に就きては本村は特に慎重の態度を執り左記四十六人を合併臨時委員に推薦し、大正十五年十月より昭和二年十二月まで五回の總會を開きて合併を審議確定せしこと前記の通り也、委員氏名次の如し。

堀	越(2)	。正木 斧平	三浦 市郎
向	洋(7)	。太田 勝吉	。芳川 直一
		山根 杜造	。山下吉右衛門
			。吉田尉太郎
淵	崎(11)	。奥田龜三郎	板村 信一
		。金森 一男	。池田松次郎
		。三保 折藏	。北川 万穂
			。大谷 嘉吉
本	浦(7)	。永原常太郎	。松本 正巳
		。中川半一郎	。津村 數一
			。金井 半
大	河(7)	。岩澤 熊助	。山本 勘松
			。三宅 峯吉
		船田 環	和泉松太郎
			英 房次郎
			濱澤松次郎

丹	那(4)	菅 保平	福原常五郎	眞木 花藏	上田政次郎
日	宇 那(5)	大東小次郎	平野 哲夫	山澤 澤義	吉村市太郎
		川原 正信			
似	島(3)	濱本友吉郎	川崎 常吉	大下 佐平	
		但○印あるは村會議員			

仁保村編入に關する覺書

- 一、編入後仁保村家屋税の地位等級は四十等より五十等の範圍に於て査定すること但し右等級の査定は昭和二年度仁保村に於ける家屋税同附加税及特別税戸數割賦課總金額の百分の八十に當る金額を賦課徴收するを標準とすること
- 二、編入後廣島市に於ける雜種税率中町村に比し著しく高率なるものは之を改正すること
- 三、仁保村字城山村有山林以外の同村有基本財産は編入前仁保村の自由處分とし其他の村有財産は全部廣島市の所有に移すこと
- 四、仁保村部落有財産の管理に付ては可成從來の慣例に依ること
- 五、市會議員の選舉區は編入後市の區域全體を通じて適當に定むること
- 六、現在村會議員は次の市會議員總選舉迄協議員として市會議員待遇すること

- 七、仁保村現在の役場吏員は編入の際市吏員として採用し在職年數は之を通算し不都合なき限り可成解職せざること
- 八、仁保村に於て現に支給せる退職料は之を繼承して支給すること
- 九、現在の村役場を市役所出張所とし願届其他の便宜を計ること
- 十、編入後は仁保村に土木産業衛生學事等に關する市長囑託の委員を適當に配置すること
- 十一、水産及農業の技術員を増員し斯業の指導獎勵をなすこと
- 十二、編入後に於ける高等小學校の授業料は現状の儘とすること
- 十三、仁保村の小學校は何れも現在の位置を變更せず若し變更の必要あるときは現在の通學區域内に適當の敷地を選び移轉すること此の場合に於ては現在の敷地は其の儘部落有として保持すること但し大河小學校は適當の敷地を選定し可成速に移轉すること
- 十四、仁保村有字城山々林二十三町五段三畝二十歩は編入と同時に廣島市の所有とし此の價額を九萬七千圓と見做し其の代償として昭和三年度より着手し仁保村小學校々舎の改築をなすこと
- 十五、小學校の設備並に教職は市内と同等の程度に編入の次年度より漸次改善すること
- 十六、上水道は起工前に要する手續の日時を除き二ヶ年以内に布設すること
- 十七、編入後仁保村に於ける塵芥は市費を以て運搬すること但し農業の利用に供する等慣例あるものは從來の例に依ること